

## 祝日給の精算について

### 1 概要

須坂郵便局郵便部に所属する一部の正社員について、平成30年5月3日～5日に祝日出勤した際の祝日給の支給漏れが発生したため、追給精算を実施する。

### 2 誤支給となった経緯

平成30年5月実績分の給与を支給後、当該祝日に勤務した社員から祝日給が支給されていない旨の申し出があり、確認した結果、祝日出勤した際の超勤時間分しか支給されておらず、8時間分の祝日給が支給されていないことが発覚した。

### 3 発生原因

当該部の勤務時間管理員が休みのため、他の社員が出退勤システムに祝日勤務の入力をしたが、業務に精通しておらず超勤時間分しか入力を行わなかった。

また、勤務時間報告時の勤務票での確認の際に、勤務実績票との対査確認を行っていなかったため、支給漏れを発見できなかった。

### 4 精算概要

#### (1) 対象者

郵便部…24名

#### (2) 精算金額

552,248円

#### (3) 精算時期

7月月例給与での精算を指示。

### 5 再演防止策

(1) マニュアルを使用し、担当者が変更になった時は新任担当者に対して、総務部労務担当課長が出退勤システムの入力担当者に対し入力方法について指導を行う。

(2) 勤務時間管理員(郵便部)は、勤務時間報告後に出力する勤務票と、郵便業務支援システムから出力する月次勤務実績確認票を対査確認し、祝日を含めた勤務時間数等が正しく入力されているか確認する。

(3) 監督者(郵便部の管理者)は、勤務票と月次勤務実績確認票を対査確認し、祝日出勤をした日に祝日勤務時間数が正しく入力されているか確認する。